

## 教科書の無償配布

平成29年1月23日

文部科学省では、「日本国籍を保持し、海外に長期滞在する義務教育学齢期の子女」を対象とした教科書の無償給付事業を行っています。

ナミビア日本国大使館では、ナミビアに長期滞在され、現地校や国際学校へ通学されている子女で、教科書の無償配付を希望される場合は、以下のとおり、年2回、申込期間を設定し、申し込みを受け付けます。

なお、申込期間は、年により異なりますので、事前に必ず当館ホームページをチェックするようにお願いいたします。

- 前期用教科書(小学部・中学部): 毎年9～10月頃(配付は翌年の3～4月)
- 後期用教科書(小学部のみ): 毎年4～5月頃(配付は9～10月)